（第一種特定製品整備者の充塡の委託義務等）

第三十七条　第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡する必要があるときは、当該フロン類の充塡を第一種フロン類充塡回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充塡回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充塡を行うときは、この限りでない。

2　第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充塡の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充塡回収業者に対し通知しなければならない。

3　第一種フロン類充塡回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充塡を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の充塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充塡を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充塡に関する基準に従って行わなければならない。

4　第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の充塡の委託を受けてフロン類の充塡を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充塡を行ったときは、フロン類の充塡を証する書面（以下この項及び次条第一項において「充塡証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充塡証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第三十八条　第一種フロン類充塡回収業者（その使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第二項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）は、第一種特定製品にフロン類を充塡する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充塡した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充塡した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第四項の規定にかかわらず、充塡証明書を交付することを要しない。

2　情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。

3　情報処理センターは、第一項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第十七条第一項中「第一種フロン類回収業者が」を「第一種フロン類充塡回収業者が」に改め、同項第一号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項第二号中「者の」の下に「第一種特定製品へのフロン類の充塡及び」を加え、「充てんされている」を「充塡されている」に、「第十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第十一条第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十六条中「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者が」を「第一種フロン類充塡回収業者が」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第五号中「第一種フロン類充塡回収業者を」を「第一種フロン類充塡回収業を」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第三十三条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充塡回収業者登録簿」に改め、同条を第三十二条とする。

第十三条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第九条第二項各号」を「第二十七条第二項各号」に改め、同条第二項中「第十条及び第十一条」を「第二十八条及び第二十九条」に改め、同条を第三十一条とする。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第二項、第十条」を「第二十七条第二項、第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

第十一条第一項中「、第九条第一項」を「、第二十七条第一項」に、「からの」を「へのフロン類の充塡を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充塡されている」に改め、同項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「引取業者をいう。以下」を「引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において」に改め、「（同条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第十六項」を「使用済自動車再資源化法第二条第十六項」に、「第二十六条第二号ロ」を「第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロ」に改め、同項第三号中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項第四号中「第九条第一項の登録を受けた者（以下「第一種フロン類回収業者」という。）」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充塡回収業者の」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十条第一項中「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充塡回収業者登録簿」に改め、同条を第二十八条とする。

第九条の見出しを「（第一種フロン類充塡回収業者の登録）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業（第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）」を「第一種フロン類充塡回収業」に改め、同条第二項第三号中「第一種特定製品の種類」の下に「並びに冷媒として充塡しようとするフロン類」を加え、同項第四号中「に冷媒として充てんされている」を「へのフロン類の充塡及び第一種特定製品に冷媒として充塡されている」に改め、同条を第二十七条とする。

第八条の次に次の章名、二節、章名、一節及び節名を加える。

第二章　フロン類の使用の合理化に係る措置

第一節　フロン類の製造業者等が講ずべき措置

（フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条　主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3　主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4　環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。